

個人情報ファイル簿（単票）

令和5年7月14日作成

個人情報ファイルの名称	住民情報ファイル（市民税県民税）	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市民税県民税の賦課にあたり、所得や扶養の状況を把握するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 口座、6 納税方法、7 個人番号、8 収入・所得金額及び種類、9 控除金額、10 扶養者の氏名・生年月日・同居別居の区分・続柄・個人番号、11 課税標準額、12 税額、13 特別徴収義務者名、14 課税人員、15 非課税人員、16 特別徴収税額	
記録範囲	各年1月1日現在、本市に居住している者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、市民税県民税申告書、所得税確定申告書、給与支払申告書、年金支払報告書、退職所得の源泉徴収票、給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出書、口座振替申請書	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務課 総務係	
	(所在地) 981-1592 角田市角田字大坊 41	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） →紙媒体の有無（政令第21条第7項に該当するファイル） <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備考		